

事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等補助金 Q&A 集

Q 1. 店舗兼住宅、集合住宅等ですが、「家庭用」と「事業者用」のどちらで申請すればよいですか？
A 店舗兼住宅や集合住宅等は、原則として「事業者用」で申請してください。 例外として、「マンションのオーナー（個人事業主）が、オーナー自身の居住区画（＝非事業用部分）にのみ電力を供給し、他の居住者やその他の業務用部分には電力を供給しない」という場合などは、「家庭用」として申請できます。
Q 2. 個人事業主です。申請書の所在地は住民票上の住所でしょうか、店舗等の所在地でしょうか。
A 個人事業主の方は、住民票上の住所を記載してください。
Q 3. 新築で工事は始まっていますが、補助対象機器は工事していません。制度を利用できますか？
A 補助対象設備の工事に関する 契約 を国から市への交付決定日（2026 年〔令和 8 年〕5 月 8 日）以降に行い、市から申請者への交付決定後に 工事に着手 するのであれば対象になります。
Q 4. 新築のため、交付申請書提出時点で、建物が登記されていません。登記事項証明書に代わる書類として何か提出する必要がありますか。
A 建物に係る建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による建築確認済証を提出してください。 また、登記事項証明書は登記後、実績報告書の提出時まで提出してください。提出がない場合は、補助金を交付できない場合がありますのでご注意ください。 なお、建築確認済証を未取得の場合、申請日時点において建築確認申請が受理されていることを確認できる書類があれば、事前申請の受付は可能です。ただし、建築確認済証の提出が確認できるまで、交付決定を行うことはできません。
Q 5. 年度内に何度も利用できますか？
A 同一年度内に、事務所又は事業所当たり、創エネ設備等と省エネ設備について各 1 回限りとします。
Q 6. 太陽光発電設備の導入と省エネ改修を行います。どちらも申請できますか？
A 「太陽光発電設備・蓄電池」「省エネ設備」それぞれ 1 回申請ができます。
Q 7. 国の補助金等と併用はできますか？
A この補助金は、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用した補助金です。国の交付要綱に基づき、同一の補助対象設備に対して、国、地方公共団体その他の団体による他の補助金との併用はできません。
Q 8. 太陽光発電設備の出力の計算は？
A 太陽電池モジュール公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナー出力の合計値のいずれか低い方で計算します。なお、出力は小数点以下切捨てになります。 【例①】 太陽光 5.2 kW パワコン 4.3 kW →パワコン 4.3 kW から小数点以下を切捨て、4 kW で交付額算定 【例②】 系列 1 太陽光 4.8 kW パワコン 4.1 kW 系列 2 太陽光 4.6 kW パワコン 4.8 kW 合計 太陽光 9.4 kW パワコン 8.9 kW →パワコン 8.9 kW から小数点以下切捨てし、8 kW で交付額算定

Q 9. 交付額の算定に用いる「蓄電容量」の考え方は？
A 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されている「蓄電容量（kWh）」を記載してください。 なお、kWh 単位で小数点第 2 位以下を切捨てた値になります。（例：5. 6 7 kWh→5. 6 kWh） ※SII 未登録製品の場合は、単電池の「定格容量」、「公称電圧」及び「セルの数」の積で算出される数値を記載してください。 「登録制度 蓄電システム登録済製品一覧検索」／一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII） https://zehweb.jp/registration/battery/
Q 1 0. 太陽光発電設備と蓄電池に上限容量がありますが、超えた場合の補助金額はどうなりますか？
A 上限を超える場合は、上限分（太陽光：5 0 k W、蓄電池：5 0 k W h）に補助率を掛けた額が補助金額になります。
Q 1 1. 太陽光発電設備の要件である自家消費率を満たさなかった場合は、どうなりますか？
A 達成できない場合は、補助金を返還していただく場合があります。消費見込を踏まえた規模にする、蓄電池を設置するなど、要件である自家消費率を満たすよう計画し、設置してください。
Q 1 2. 余剰電力について、売電はできますか？
A FIT、FIP を活用しての売電はできませんが、電力会社との直接契約（相対契約）により、余剰売電することは可能です。
Q 1 3. FIT、FIP とは何ですか？
A 「FIT 制度（固定価格買取制度）」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。この制度により、発電設備の高い建設コストなども回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。 「FIP 制度（Feed-in Premium 制度）」は、2022 年度から、FIT 制度に加えて導入された、市場連動型の制度です。再生可能エネルギーで発電した電気を売電する際、市場価格に連動したプレミアム単価が上乗せされます。 本補助金は、自家消費型の太陽光発電設備に対する国の交付金を活用しており、同じ補助対象設備に対して、FIT 制度、FIP 制度を活用することはできません。
Q 1 4. 太陽光発電設備の補助要件 g（b）に掲げる自家消費は、こういったものですか？
A 次の①②の両方を満たすものが該当します。 ① 太陽光発電設備が設置された敷地内において、自家消費率が 3 0 % 以上であること ② ①を含めて、同一都道府県内の需要家が、発電した電力の 5 0 % 以上を消費すること
Q 1 5. 太陽光発電設備の補助要件 g（b）に掲げる自家消費は、どんなケースを想定していますか？
A オンサイト P P A などの手段で、発電した電力の消費先が特定されているケースを想定しています。
Q 1 6. 太陽光発電設備の補助要件 g（c）に掲げる自家消費は、こういったものですか？
A 次の①②の両方を満たすものが該当します。 ① 補助対象設備から供給されている電気が居所のみで利用され、業務用の消費を含まないこと ② 太陽光発電設備が設置された敷地内において、自家消費率が 3 0 % 以上であること

Q 1 7. 太陽光発電設備の補助要件 g (c) に掲げる自家消費は、どんなケースを想定していますか？
A マンションやアパート等の集合住宅、保養所、寄宿舍等のオーナーが、当該施設に太陽光発電設備を設置しようとする場合、「事業者用」の対象となります。 そのうえで、業務用の消費を含まず、各戸の居所のみにおいて、発電された電力が自家消費される場合は、Q 1 6 ①を満たすこととなります。
Q 1 8. 蓄電池について、1 5. 5 万円／k W h (家庭用設備の場合)、1 9 万円／k W h (業務用設備の場合) を超える場合はどうなりますか？
A 1 5. 5 万円／k W h (家庭用設備の場合)、1 9 万円／k W h (業務用設備の場合) を超える部分は、補助対象外となります。補助対象経費に、1／3 を掛けた額 (千円未満切捨て) が補助金額になります。なお、4, 8 0 0 A h ・セル相当の kWh 未満の設備を家庭用設備、4, 8 0 0 A h ・セル相当の kWh 以上の設備を業務用設備とします。
Q 1 9. 目標価格とは何ですか？
A 国の交付要綱に基づき、蓄電池の補助要件として「業務用蓄電池：1 1. 9 万円／k W h 以下、家庭用蓄電池：1 2. 5 万円／k W h 以下 (いずれも工事費込み・税抜き) の蓄電システムとなるよう努めること」として、目標となる価格を定めています。
Q 2 0. 目標価格を満たせない場合、どうすればいいですか？
A 目標価格を満たせるよう努めたことを確認するため、次の①②のいずれかの対応をしてください。 ① 複数者からの見積書を提出する ② 目標価格での調達に関する申立書 (見積書提出事業者に対して目標価格以下となるよう求めたものの、目標価格以下の蓄電システムを調達することができなかった旨の申立書)
Q 2 1. 目標価格を達成した場合、抽選や審査が有利になりますか？
A あくまで「努めること」が1つの補助要件であり、抽選やその他の項目の審査に影響する (有利になる) もものではありません。
Q 2 2. キャンプなどの外出先での使用や非常用の太陽光パネル、蓄電池は補助対象になりますか？
A 停電時のみに利用する非常用蓄電池や外出先で使用する太陽光パネル、蓄電池は補助対象とはなりません。土地又は建物に設置されるもの (屋根置きなど) が補助対象になります。
Q 2 3. 既に導入している太陽光発電設備をリプレースする場合は補助対象になりますか？
A <u>リプレース (既存の太陽光発電設備を撤去し、新規の太陽光発電設備を設置) は、次の要件を満たしている場合、補助対象となります。</u> <u>①リプレース後に発電容量が増加するなど再エネ導入量に追加性があること</u> <u>②法定耐用年数を満了していること</u> <u>③FIT 認定を受けている場所でないこと (卒 FIT でないこと)</u> <u>④架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと</u> <u>ただし、次の場合は、リプレースに該当しません。</u> <u>(1) 既存の太陽光発電設備を撤去せずとも計画している太陽光発電設備の導入が可能である場合</u> <u>(2) 卒 FIT 設備を申請者の自費で撤去し、原状回復した屋根等に新たに太陽光発電設備を設置する場合</u> <u>※(2)の場合、次の書類を追加で確認します。</u> <u>・FIT 認定設備の撤去前・撤去後の写真</u> <u>・廃止届出申請書</u> <u>・「再生可能エネルギー電子申請」の「認定設備一覧」画面 (廃止が確認できること)</u>

Q 2 4. 野立て設置の太陽光パネルは補助対象になりますか。
A 野立て設置による設備導入についても補助対象となります。ただし、野立て設置により申請される場合は、関係法令・条例の遵守状況、地域住民への説明会・事前周知の実施状況を確認するため、別途資料を追加で提出していただく必要があります。 詳細については、環境総務課（084-928-1115）にお問合わせください。
Q 2 4. 省エネ設備について、新規導入は対象になりますか？
A コージェネレーションシステムのみ新規導入が可能です。他の設備は旧機器から新機器へ改修することが必要です。
Q 2 5. 既存設備の撤去に係る費用は補助対象ですか？
A 2026 年度から、設備の更新・入替のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設置にやむを得ず必要な場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り、交付対象となっています。（空調設備の設置に伴う旧設備の「フロン回収費用」についても、交付対象となります。） ただし、有価物（鉄くず等）は処分利益に該当するため、処分費用から控除する必要があります。 また、アスベストの調査費用や家電リサイクル法に基づくリサイクル料金についても、交付対象外となります。
Q 2 6. 申請者と設置する土地又は建物の所有者が異なる場合には承諾書が必要ですが、土地・建物に複数の所有者がいる場合、全員からの承諾書が必要ですか？
A 全員からの承諾書が必要です。
Q 2 7. 設置する土地について、複数の土地にまたがっている場合、全ての土地の登記事項証明書が必要ですか？
A 当該土地に関する全ての登記事項証明書が必要です。
Q 2 8. 法人登記履歴全部事項証明書の提出が必要とありますが、現在事項全部証明書でも良いですか。
A 申請書に記載の情報が確認できるものであれば、現在事項全部証明書でも差し支えありません。
Q 2 9. 見積書について、「工事一式」や「雑費」や「諸経費」など、複数の項目をまとめて記載しても良いでしょうか？
A 事業に要する費用について、要綱に定める補助対象経費に該当するかどうか確認しています。設備の型番や工事の箇所や名称など、できるだけ具体的に記載してください。
Q 3 0. 販売店により、値引きしてもらいます。補助対象経費は値引きを反映する前の価格でしょうか？ 値引きを反映した後の価格でしょうか？
A 値引き後の価格です。値引きについては、補助対象設備ごと（太陽光発電設備、蓄電池など）の値引き額がわかる資料を添付してください。補助対象設備ごとの値引き額が分からない場合は、補助金額を減額する場合があります。
Q 3 1. 必要書類の中に設備の仕様内容がわかるもの（カタログ等）とありますが、省エネ改修の場合、既存の設備のカタログ等も必要ですか？
A 「高効率空調設備」及び「高効率給湯機器」については、既存の設備のカタログ等の提出もお願いします。
Q 3 2. システム系統図はどのようなものを添付すれば良いですか？
A いわゆる単線結線図など、次の①から③までの接続関係が把握できる書類を提出してください。 ①太陽電池モジュール・パワーコンディショナー・蓄電池などの機器

(R P Rを設置する場合はR P Rを含む)

②自家消費(分電盤や負荷などの明示)

③系統(電力会社の送電線・配電線など)

※メーカー発行の標準的な配線図などを用いる場合で、配線図と実態が異なる場合は、実態に即して記載・修正してください。

※既存の設備がある場合は補助対象と補助対象外の各設備の判別ができることが必要です。

(システム系統図のイメージ)(例)

「様式2 再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書(10kW未満の太陽光発電事業認定申請書 記載要領)」の配線図など/資源エネルギー庁 なっとく!再生可能エネルギー

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/youshiki_mihon_02.pdf

Q 3 3. 省エネ設備効果等算定シートについて、使用時間の短縮等による運用改善を含めて 30%以上のCO₂削減を達成する場合、補助対象となりますでしょうか?

A 設備の能力によって省エネ効果を判断しますので、使用日数、時間は新設備と旧設備で同一のもので計算してください。

Q 3 4. 冷房専用機器から冷暖房機器への改修は補助対象となりますか?

A 既存機器が冷房専用機器である場合、原則として新規機器も冷房専用機器である必要があります。

Q 3 5. 工事の途中で、必要経費金額の変更がありました。補助金額は増額できますか?

A 補助金交付予定額が上限となるため、交付決定後に増額することはできません。

Q 3 6. 補助金を受けて導入した太陽光発電設備により売電等で収益が発生した場合、交付金の返還が必要になりますか。

A 営利法人(構成員への利益分配を目的とした法人)の場合は、事業完了後の5年間について、原則、次の計算式で算出した結果により、収益納付の要・不要を判断します。その他の収益が想定される場合は、別途判断することになります。

【計算方法】

$$\text{収益納付額} = (A - B) \times (C / D) - E$$

A: 収益額

B: 控除額(補助事業に要した経費の内自己負担額)

C: 補助金確定額

D: 補助事業に係る支出額(補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計)

E: 納付額(前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額)

※相当の収益が生じた場合とは、収益額(A)－控除額(B) > 0となる場合です。

※収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。

Q 3 7. 補助金を受けて設置した設備を処分等したいです。手続きが必要ですか?

A 補助金を受けて設置した補助対象設備は、処分制限期間を過ぎるまで、目的に沿って使用していただく必要があります。処分制限期間を過ぎる前に処分等する場合は、補助金を返還していただく場合があります。

また、設備の使用状況について、確認させていただく場合があります。

財産処分等を行う場合は、「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金対象財産処分等承認申請書」(様式第17号)を提出して、あらかじめ承認を得てください。

Q 3 8. 財産処分等とは、具体的にどういったものですか？

A 補助対象設備について、次のいずれかに該当することを、「財産処分等」といいます。

- ・ 転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。
- ・ 譲渡：補助対象財産の所有者の変更。有償譲渡（売却）を含む。
- ・ 交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。
- ・ 貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。
- ・ 取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。
- ・ 廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。
- ・ 担保に供する処分（抵当権の設定）

Q 3 9. 処分制限期間とは何ですか？

A 法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令〔昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号〕）を勘案して、環境大臣が定める期間（昭和 56 年 7 月環境庁告示第 55 号）です。

具体例として、令和 6 年 6 月 6 日付け官報に掲載された内容を、一部抜粋します。

施設設備の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間
建物付属設備	電気設備（照明設備を含む）	6 年
	蓄電池電源設備	1 5 年
	その他のもの	1 5 年
	給排水又は衛生設備及びガス設備	1 5 年
	冷房、暖房又はボイラー設備	1 3 年
	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	1 5 年
	その他のもの	1 5 年
器具及び備品	冷房用又は暖房用機器	6 年
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6 年
機械及び装置	電気業用設備	1 5 年
	内燃又はガスタービン発電設備	1 5 年
	送電又は電気業用変電若しくは配電設備	1 5 年
	需要者用計器	2 2 年
	その他の設備	2 2 年
	その他の設備 主として金属製のもの	1 7 年
	その他のもの	8 年

※ 判断が難しい場合、まずはその設備の法定耐用年数を御確認ください。

Q 4 0. 自家消費率はどうやって求めればいいですか？

A 「発電量」から「売電量」を引いて「自家消費量」を算出してください。

そして、「自家消費量」を「発電量」で割って、「自家消費率」を算出してください。

【計算方法】

「自家消費率 (%)」 = 「自家消費量※」 ÷ 「発電量」

(※「自家消費量」 = 「発電量」 - 「売電量」)

なお、敷地内に太陽光発電設備がある場合は、それらの太陽光発電設備による発電量を合算して計算することが必要となることがあります。

Q 4 1. 自家消費率に関する報告書（様式第 1 9 号）に添付する関係書類はどのようなものですか。

A 自家消費率の算定根拠となる資料の提出をお願いします。データ計測装置により把握されたもの（モニターの写真又はデータを出力したもの）を想定しています。

なお、自家消費率算定のために必要な総発電量及び売電量が把握できるのであれば次の書類でも差し支えありません。

・ ①総発電量がわかるものの写真（パワーコンディショナーに表示される発電量等）

+ ②小売電気事業者からの売電明細書（「購入電力量のお知らせ」等）

※①は日付がわかるように撮影・提出してください。

※①及び②の期間は同一又は②の期間が長くなるようにしてください。



なお、本補助事業は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して実施しているため、この Q & A 集に記載のない事項についても、原則として、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱及び地域脱炭素推進交付金 Q & A 集（重点対策加速化事業）に準ずるものとします。

その他、不明な点はお問い合わせください。